

# 6 個別信用購入あっせんにおける名義貸しと割賦販売法35条の3の13第1項6号の不実告知

尾島茂樹

金沢大学教授

最判平成29・2・21 平27(受)659号 立替金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件 民集71巻2号99頁

## ●——事案の概要

本件には多数の当事者がおり、また購入契約の締結時期によって適用法条が異なる。さらに一部の被告から反訴が提起されるなど事実が複雑である。そこで、本稿では、紙幅の関係もあり、表題に掲げたテーマを中心として扱うこととし、それに伴い事実を簡略化する(反訴は省略する)。

Yらは、信販会社(以下、「あっせん業者」という)であるXの加盟店であった有限会社Aとの間で宝飾品等の売買契約を締結したとして、Xとの間でその購入代金に係る立替払契約を締結した。しかし、Yらは、Aから懇請されて名義貸しを承諾し、Aとの間で締結したとする架空の売買契約の購入代金について立替払契約を締結していた。なお、締結したとされた売買契約は、特定商取引に関する法律2条1項に規定する訪問販売に係る契約に該当するものであった。Aは、立替払契約の締結について勧誘をするに際し、Yらに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上

で、「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない」などと告げた。

Xは、Yらに対し、立替払契約に基づく未払金の支払いを求めた。これに対し、Yらは、割賦販売法35条の3の13第1項(以下、「法同項」という)により立替払契約の申込みの意思表示を取り消すと主張し、支払いを拒絶した。

第一審は、「支払負担を不要とする旨の説明」は立替払契約締結の動機に関する事項であって、この点の不実告知がなければ一般通常人も立替払契約の申込みの意思表示をしなかったであろうと考えられる点で重要性が認められるから、法同項6号の不実告知の対象に含まれると解するのが相当だとし、この解釈が平成20年割賦販売法改正の趣旨に合致するとした。そして、立替払契約の取消しを認め、Xの請求を棄却した。

これに対し、原審は、次のような理由を示し、Xの請求を認容した。(1)ア 法同項6号に規定する事項には、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものであれば、

契約内容や取引条件のみならず、契約締結の動機も含まれる。イ Y が立替払契約を締結した主たる動機は、A が Y らの X に対する支払金相当額を補填すると約束した点にあり、A は、立替払契約の締結時に支払金相当額を支払う意思が全くないにもかかわらず Y らに対して支払約束をしたということではできないから、A が告げた内容に虚偽はなく、法同項にいう「不実告知」があったとはいえない。A は、平成 20 年改正後の契約（以下、「改正後契約」という）を媒介するに当たり、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを立替払契約に係る Y らに告げているが、その内容は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに当たらず、不実告知の対象とはならない。原審は、以上のように述べ、第一審判決を取り消し、X の請求を認容した。これに対し、Y が上告受理申立てをし、（排除された理由を除き）上告が受理された。

## ●——判旨

### 破棄差戻し

原審の（1）アの判断は是認することができるが、（1）イの判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。「改正法により新設された割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号は、あっせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込書面の取次ぎ等の媒介行為を行わせるなど、あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約

締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣旨で、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あっせんについては、消費者契約法 4 条及び 5 条の特則として、販売業者が立替払契約の締結について勧誘をするに際し、契約締結の動機に関するものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をした場合には、あっせん業者がこれを認識していたか否か、認識できたか否かを問わず、購入者は、あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたものと解される。そして、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということではできないから、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。

上記事実関係によれば、A は、改正後契約

の締結について勧誘をするに際し、改正後契約に係る Y らに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、『支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。』などと告げているところ、その内容は、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても A において確実に改正後契約に係る Y らの X に対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものということができる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるものというべきである。

以上によれば、A が改正後契約に係る Y らに対してした上記告知の内容は、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号にいう『購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの』に当たるといえるべきである。」

法廷意見は、以上のように判示し、原判決を破棄して、本件を原審に差し戻した。

本判決には、山崎敏充裁判官の詳細な反対意見がある。その総論部分のみを示せば、以下の通りである。「本件で問題になっているいわゆる名義貸しは、あっせん業者と加盟店契約を締結している販売業者の依頼に応じた顧客が、販売業者との間で形式上商品購入契約を締結したことにして、あっせん業者との間

でその購入代金に係る立替払契約を締結し、販売業者にあっせん業者から支払われる立替金を入手させるというものであり、個別信用購入あっせん（改正法による改正前は割賦購入あっせん）という三者間の特殊な契約関係を利用した不正な取引というべきものである。名義貸しを行った者は、販売業者との間の商品購入契約が架空のものであって、当然のことながら商品を受領していないことを認識しつつ、あっせん業者との間で当該商品の購入代金につき立替払契約を締結し、割賦金の支払義務を負担することを承諾しているのである。割賦販売法は、消費者保護の観点から、販売業者の違法不当な行為によって実際に商品を購入した者に対し、当該購入代金に係る立替払契約について、あっせん業者と販売業者との間の密接な関係を考慮して、一定の要件の下で、販売業者による不実告知を理由とする意思表示の取消しや販売業者に対して有する抗弁権の接続によるあっせん業者からの支払請求の拒絶を認めているが、名義貸しの場合は、そもそも商品購入契約が架空のものであり、かつ、そのことを名義貸人が認識しているという点で、同法が保護の対象として予定する場合とは著しく状況を異にするのであって、そうした場合をも同様に同法の保護の対象に含めるのは、相当とはいえない。」

なお、差戻審では、本判決の趣旨を十分に踏まえた和解条件で和解されたとのことである（池本誠司「クレジット名義貸し最高裁判決における反対意見の検討」消費者法ニュース 113 号 77 頁の注（1）参照）。

## ●——研究

### 1 本判決の意義

本判決は、法同項6号にいう「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」(以下、「重要なもの」という)について、動機を含むこと、及び契約が名義貸しによる場合の判断要素を示した初めての最高裁判決である。本判決は、これらの点で重要な意義を有するとともに、その前提として、名義貸しがなされたことのみをもって購入者が保護に値しないのではないとした点でも重要な意義を有する。なお、ひとくちに名義貸しといっても、種々のものがある。本稿では、本判決の事案との関係で、販売業者主導の「空購入」についての名義貸しを扱い、たとえば実在する購入者に名義を貸すようなその他の名義貸しは、検討の対象外とする。

### 2 従来に関連裁判例

本判決は、直接には法同項6号の「重要なもの」について判断している。この判断を直接下した過去の裁判例は、本判決の第一審、原審、及び、同じ販売業者による名義貸し事件で第一審、原審、最高裁判決ともに同年同月同日に下され、それぞれ同様の判断となった訴訟の第一審判決(旭川地判平26・3・28判時2250号60頁)以外には公表されたものは見当たらない。他方で、本判決の反対意見に見られるように、従来の議論では名義貸しそのものの悪性(信義則違反)を問題としてきた。その中には、名義貸人の不法行為責任を問題とするものもあるが、ここでは、本判決との関係で、名義貸しと立替払契約の関係、及び名義貸しと抗弁の対抗の関係を見る。

#### (1) 名義貸しと立替払契約の不成立・成立

名義貸しでは、そもそも立替払契約の基礎となる購入契約が虚偽のものである。そこで、購入者がそもそも立替払契約が無効であるとして争うことがある。あっせん業者が名義貸しについて悪意である場合は、その請求は認めず(長崎地判平元・3・29判タ704号234頁—明示しないが、根拠は民法93条ただし書きか。この判決の控訴審である福岡高判平元・11・9判タ719号164頁は、民法93条ただし書きの類推適用を明示する)、また電話による意思確認だけでは顧客が立替払契約を承諾したとはいえないとする裁判例(木更津簡判昭63・6・27判時1295号116頁)がある。これに対し、同様の意思確認を前提に、第三者(東京地判昭57・3・16判時1061号53頁)または名義借人たる販売業者(京都地判昭59・7・19金判709号40頁)に包括的代理権を与えたとして、あるいは民法109条、商法23条の法理により(名古屋高判昭58・11・28判タ517号199頁、大阪地判昭63・9・22判タ687号180頁)、あるいは、たとえ名義貸人に立替金返済の意思がなかったとしても民法93条により契約の効力に影響はないとして(東京地判昭57・6・29下民集33巻5=8号917頁)、さらに購入契約が通謀虚偽表示によることや商品の引き渡しがないことを抗弁として主張することは信義則上許されず、また立替払契約のクーリングオフによる解除は権利の濫用であるとして(静岡地判平11・12・24金法1579号59頁)、名義貸人の責任を肯定する裁判例がある。

#### (2) 名義貸しと抗弁の対抗

昭和59年割賦販売法改正により割賦購入あっせん〔当時〕に抗弁の対抗(割賦販売法30条の4〔当時〕)が導入された。これにより、

名義貸し事例において購入契約の無効をあっせん業者に対抗できるかが問題になった。販売業者の主導で名義貸しがなされた事例で、虚偽表示（長崎地判平元・6・30判タ711号234頁）、クーリングオフによる解除（福岡地判平20・9・19消費者法ニュース79号324頁）をあっせん業者に対して主張することは信義則に反しないとした裁判例がある。これに対し、利益を上げようとして失敗した購入者については〔サブインカムシステム事件〕、抗弁の対抗の主張は信義則に反し検討するまでもないとしたもの（福岡地判昭61・9・9判時1259号79頁）、通謀虚偽表示による無効は抗弁事由にはならないとしたもの（福岡高判平元・12・25〔山本映子・NBL489号54頁の紹介による。前掲長崎地判平元・6・30の上告審〕、名義貸しの場合には支払停止の抗弁を主張することは信義に反し許されない（東京地判平5・11・26判タ871号247頁）、あるいは背信的事情のある場合には抗弁事由に当たらない（東京地判平6・1・31判タ851号257頁）とする裁判例がある。

### （3）まとめ

確かに名義貸しは一種の不正行為であり、それをもって名義貸人は保護に値しないと割り切ることが可能である。そこで、従来、名義貸しの事例では、名義貸しであることを主たる理由として、立替払契約は有効とされ、または抗弁の対抗の主張は信義則違反とされる（あるいは、そもそも抗弁事由にあたらなるとされる）大きな傾向があった。しかし、名義貸しには様々なものがあり、名義貸人の名義貸しへの関与にも様々なものがある。事例によっては名義貸人の態様に鑑みて結論の妥当性の観点から名義貸人の保護を拒絶する

判断に躊躇が生じ、購入者を保護すべきとする一連の裁判例が下されてきたのではない。その意味で、立替払契約の不成立・無効、抗弁の対抗の主張のいずれにおいても、名義貸し事例では、判断の基準としては安定性を欠くとはいえ、個々の事情が非常に重要であることが見て取れる。そして、さらにそれらの事情を反映した名義貸人の悪性（信義則違反該当性）は、種々の事情を総合してなだらかな曲線を描くのであり、総合値がある閾値を超えない場合、立替払契約の無効を認め、あるいは抗弁の対抗において信義則違反としないとされるのではない。

### 3 本判決の判断の特徴

本判決は、名義貸し事例における法同項6号の「重要なもの」の判断要素として、(1) 販売業者の依頼に基づくこと、(2) 依頼の際、①契約締結を必要とする事情、②契約締結により購入者が実質的に負うことになるリスクの有無、③契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無、など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者に不実告知があること、を示し、このような不実告知があれば、購入者は販売業者に利用されたと評価できるのであり、購入者として保護に値しないということから、立替払契約の取消しを認めても同号の趣旨に反しないとした。本判決は形式的には上記「重要なもの」について判断するものであるが、同号と名義貸しとの関係を示した点に本判決の本質的意義がある。それを導く前提として、同号については、立替払契約におけるあっせん業者と販売業者の密接な関係から、特に訪問販売においては販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた

意思表示に瑕疵が生じやすいので、購入者保護を徹底させる趣旨で契約締結の動機に関するものも含め、また不実告知についてのあっせん業者の知、不知及び知の可能性を問わず取消しを認める趣旨であることを確認している（経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成 20 年版割賦販売法の解説』〔2009〕220 頁以下、特に 227 頁も参照）。名義貸人には販売業者に利用されたとも評価できる場合があり、そもそも名義貸しであるというだけの理由で保護に値しないとはしないとの出発点に立ち、名義貸人の悪性も「重要なもの」についての判断の中で行うとする点が反対意見との対比で強調されるべきである。すなわち、本判決では、名義貸しであることは上記の (1) (2) ①②③等の要素の中に吸収されており、不実告知としての「重要なもの」についての判断の中の一事情と扱われることとなり、「重要なもの」に動機を含むとした場合の形式的帰結ともいえる。

「重要なもの」に該当するか否かの判断では、現実に影響を及ぼしたか否かは問題とならず、社会通念に照らして通常人の判断に影響するか否かが問題となる。他方、本判決は破棄判決であり、差戻審は、和解がなければ、取消しを認めるか否かを判断するに当たり、誤認の有無、及び誤認と意思表示の因果関係の有無も判断することになる。仮にそれらが判断されることになれば、その判断の中でも、本件が名義貸しの事例であることが事情として考慮されることになり、また誤認の有無、誤認と意思表示の因果関係の有無は、当事者ごとに個別に判断されることになる。

以上の考え方における名義貸しについての評価は、名義貸人による抗弁の対抗の主張

（割賦販売法 35 条の 3 の 19 参照）が信義則違反となるか、という判断基準にも強い影響を与えるものと考えられる。

本判決の扱う問題は、名義貸しによる損失のリスク負担を誰に負わせるかという問題であると指摘されている。本判決は、上記「重要なもの」に動機を含むとし、名義貸し事例を排除しないとして、名義貸人を保護する場合があるとした。これにより、名義貸しのうち、名義貸人の関与の程度が低いものの損失があっせん業者の負担となるので、あっせん業者は、加盟店たる販売業者の財務状況（資力悪化が名義貸しに向かう動機につながる）や販売動向（業績が悪かった販売業者の売り上げが名義貸しにより急激に伸びる）に常に気を配る必要があることになる（割賦販売法 35 条の 3 の 5、35 条の 3 の 7 も参照）。この結果、實際上、名義貸しの抑止があっせん業者に期待され得ることになる。

判断要素への当てはめとしては、本判決では、ローンを組めない高齢者の人助けである ((2) ①)、売買契約や商品の引渡しが存在する ((2) ②③)、支払いについては販売業者が責任を持つ ((2) ②③) という告知が契約締結の動機に関する重要な事項に当たるとした。この部分は、判断要素への適用に関する事例判決と位置づけることができる。

#### 4 本判決の射程と今後の展望

動機に関するものを含むことを前提とした、名義貸し事例について本判決が示した上記「重要なもの」を判断するための要素、及びその判断に際し名義貸しであることのみによって保護に値しないとはしないことについて、本判決は先例的価値を持つ。

ただ、本判決では言及されていないが、第

一審判決の認定によれば、購入者（の一部）は、名義貸しに際し数千円から2万円程度の物品を名義貸しの謝礼として受け取っていた。この点については、第一審判決は、名義貸人の受け取った物は名義貸しの対価に当たるとまではいえないとして問題としていない。他方、従来の下級審裁判例では、名義貸人が一定の利益を受けていることに注目し、名義貸人の主張の信義則違反を導くことがあった（たとえば、上記サブインカムシステム事件）。本判決では、名義貸人の得た利益は小さいと見て事実上無視したのだろうが、本判決において判断要素として言及のなかったこの点は、法廷意見のいう「販売業者に利用された」との関係で、今後、議論の焦点になり得る。本判決の射程を検討する際には、この点について十分注意する必要がある。現

に、本判決後の裁判例には、名義貸人が架空又は実体と異なる立替払契約に積極的に関与し、これによる経済的な利益を享受し、あっせん業者に対する偽装工作まで行っていたとして、本判決とは事案を異にするものがある（東京地判平30・2・23－2018WLJPCA02238019、TKC25551712。その他、名義貸人の得ていた利益に言及する裁判例として、東京地判平30・4・17－2018WLJCA04178006、TKC25555397、東京地判平30・5・30－2018WLJCA05308020、TKC25553256）。名義貸人の名義貸しへの関与のあり方（強さ）を検討するに当たり、程度の問題とはいえ、名義貸人の得た利益（謝礼）の有無・額が重要な事情となる可能性がある。この問題は、信義則違反の問題として扱われることになろう。

---

**[参考文献]**

本判決の評釈等として、千葉恵美子・金法2066号38頁以下、丸山絵美子・リマックス56号38頁以下、後藤卷則・判時2368号160頁以下（判評713号14頁以下）、大森直哉・曹時71巻3号667頁以下など。なお、尾島茂樹「いわゆる名義貸しと心裡留保規定の類推適用」クレジット研究4号85頁の図-1に誤植があり、「信販会社の主観」と「販売店の主観」が入れ替わっている。約30年前の論稿ではあるが、ここでお詫びし訂正させていただきたい。